

経済産業省

20201202貿局第1号
輸出注意事項2020第35号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

令和2年12月10日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和3年1月27日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け 6 2 貿局第 3 2 2 号・輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）

改 正 後			現 行		
(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1－0 (略) 1－1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第 1 の解釈 (略)			(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1－0 (略) 1－1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第 1 の解釈 (略)		
輸出令別表第 1 の項	輸出令別表第 1 中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第 1 の項	輸出令別表第 1 中解釈を要する語	解 釈
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
	分離用若しくは再生用に設計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質（以下「照射済み核燃料物質等」という。）の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。 イ [略] ロ 照射済み核燃料物質等の溶解のために特に設計又は製造された <u>溶解器又は溶解槽であって、機械装置を用いたもののうち、高い温度で腐食性のある液体に耐える能力を有し、かつ、遠隔で照射済み核燃料物質等の挿入及び保守が可能なもの</u>		分離用若しくは再生用に設計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質（以下「照射済み核燃料物質等」という。）の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。 イ [略] ロ 照射済み核燃料物質等の溶解のために特に設計又は製造された <u>臨界安全槽（小径、環型又はスラブ型）であって、高い温度で腐食性のある液体に耐える能力を有し、かつ、遠隔操作で燃料の挿入及び保守が可能なもの</u>

		(略)	(略)
	(略)	(略)	
5	(略)	(略)	
	貨物等省令第4条第二号ロ(一)の炭素繊維を使用した同号ロの成型品	(略)	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 繊維を二次元に織り込んだ成型品又は半製品であつて、金属の焼き戻し用の熱処理炉又はけい素ブール製造用装置用に設計されたもの ロ 25ミリメートル以下の長さに機械的に切断又は粉碎された炭素繊維を使用したもの
	(略)	(略)	
	電子機器の冷媒用に設計した液体であつて、フルオロカーボンからなるもの		(略)
	(略)	(略)	
6	(略)	(略)	

		(略)	(略)
	(略)	(略)	
5	(略)	(略)	
	貨物等省令第4条第二号ロ(一)の炭素繊維を使用した同号ロの成型品		繊維を二次元に織り込んだ成型品又は半製品であつて、金属の焼き戻し用の熱処理炉又はけい素ブール製造用装置用に設計されたものを除く。
	(略)	(略)	
	電子機器の冷媒用に使用することができる液体であつて、フルオロカーボンからなるもの		(略)
	(略)	(略)	
6	(略)	(略)	

	貨物等省令第5条第二号中の工作機械	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械（貨物等省令第5条第二号イ（三）に該当するものを除く。）にあつては、可能な全ての加工方法に対し、関係する全ての規制項目を確認し判断すること。 <u>旋削、フライス削り又は研削の能力に加えて積層造形の能力を有する工作機械は、関係する規制項目を確認し、判断すること。</u>
	(略)	(略)
	加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	(略)
	<u>部分品</u>	(略)
7・8	(略)	(略)
	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	<u>ハードセ렉ター</u>	(略)

	貨物等省令第5条第二号中の工作機械	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械（貨物等省令第5条第二号イ（三）に該当するものを除く。）にあつては、可能な全ての加工方法に対し、関係する全ての規制項目を確認し判断すること。
	(略)	(略)
	加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	(略)
	<u>部分品（貨物等省令第5条第一号を除く。）</u>	(略)
7・8	(略)	(略)
	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第8条第五号のハードセ렉</u>	